

令和2年7月31日
科学警察研究所

契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることとしましたので、お知らせします。

記

1 押印が省略できる主な書類

- (1) 見積書
- (2) 請書
- (3) 請求書
- (4) 納品書又は役務の完了を確認する書面

※ 契約書、委任状等の押印が省略できない書類もありますので、ご不明な場合は下記連絡先までお問い合わせください。

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『書類の発行権者』 の氏名及び連絡先
- ・ 『本件事務担当者』 の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※ 確認のためなど、必要に応じて記載していただいた連絡先に、こちらからご連絡させていただく場合がございます。

3 本件取扱開始日

本取扱いは、令和2年8月1日以降の調達案件について運用開始とします。

本件に関する連絡先

科学警察研究所総務部会計課 調度係
電話：04-7135-8001（内線：2271）